

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市民規則第24号

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市民規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項第7号中「帰宅困難区域」を「帰還困難区域」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同号を同項第6号とし、同項第10号中「帰宅困難区域」を「帰還困難区域」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同号を同項第7号とし、同項に次の1号を加える。

- (8) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合（平成31年度以後に対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。）並びに旧避難指示区域等の場合（上位所得層の場合を除く。）平成31年度分であって、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額

附則第4項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。